

## 賠償責任・生活用動産の家族補償特約（長期契約用）

### 第1章用語の定義条項

#### 第1条 （用語の定義）

この特約において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
本人	保険証券記載の被保険者をいいます。
家族	本人のほか、日本国外に居住する第2章個人賠償責任補償条項第2条（被保険者の範囲）（1）の表の①から③までに該当する者をいいます。

### 第2章個人賠償責任補償条項

#### 第1条 （適用の範囲）

この補償条項は、個人賠償責任補償特約（長期契約用）が付帯された保険契約に適用します。

#### 第2条 （被保険者の範囲）

（1）個人賠償責任補償特約（長期契約用）における被保険者は、本人のほか日本国外に居住する下表に掲げる者としてします。

①	本人の配偶者
②	本人または本人の配偶者と生計を共にする同居の親族
③	本人または本人の配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

（2）（1）の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった保険事故発生の際におけるものをいいます。

#### 第3条 （個別適用）

個人賠償責任補償特約（長期契約用）の規定は、同特約第6条（保険金の支払額）の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに適用します。

### 第3章生活用動産補償条項

#### 第1条 （適用の範囲）

この補償条項は、生活用動産補償特約（長期契約用）が付帯された保険契約に適用します。

#### 第2条 （被保険者の範囲）

生活用動産補償特約（長期契約用）における被保険者は、家族とします。

#### 第3条 （個別適用）

生活用動産補償特約（長期契約用）の規定は、同特約第8条（支払保険金）の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに適用します。